

機関アーカイブと収集アーカイブ

一言で「アーカイブズ」といっても、国立公文書館のような国レベルのもの、地方自治体レベルのもの、さらには民間企業が設置している企業アーカイブズや本学大学文書室のような大学アーカイブズなど、さまざまなタイプの組織があります。一般に、アーカイブズ組織が収集・整理・保存・公開する資料群は、二種類に大別できるといわれています。機関アーカイブ (Institutional Archive) と収集アーカイブ (Collecting Archive) がそれです。

前者は、親組織による事務や事業活動の諸記録であり、業務上の直接的な利用価値の低下にともなってアーカイブズ組織に移管される資料群のことをいいます。事務組織における保存期間が満了した法人文書などがこれに該当します。こうした資料は、近年よく聞くようになったCSR (企業の社会的責任) 活動を下支えしているという側面もあります。



後者は、いわゆるコレクション資料であり、前者のように自然発生的なものではなく、アーカイブズ組織が特定の意図をもって積極的に収集する資料群のことをいいます。創業者関係資料、稀覯本 (きこうほん)、雑誌・新聞記事スクラップや個人寄贈資料のように特定のテーマなどについて収集・寄贈された資料などがこれ

に該当します。このような区分は、資料群がどのような経路でアーカイブズ組織に持ち込まれるようになったのかという観点によるもので、各資料の保存あるいは公開の方法などに差異をもたらすものではありません。

通常、アーカイブズ利用者の立場からみると、保存資料の出自または入手経路はそれほど重要な問題ではなく、むしろ目的とする資料を利用できること自体が最大の関心事であるといえます。その点において、アーカイブズ組織においては、機関アーカイブあるいは収集アーカイブの区別なく、保存資料群を統合的に管理したうえで、公開することが求められることとなります。ただし、資料公開の際には、すべての保存資料が一定の同ルール (プライバシー保護などの観点による公開・非公開の基準など) に基づいて利用の制限を受けることは避けられません。

